

【17】 企業結合規制

2017-06-06

- 基本的な考え方
 - 企業結合行為を実行したならば弊害が起きやすくなるという場合に、企業結合行為を事前に禁止する（違反要件）
 - 規模の大きな企業結合行為について事前に届出をさせ（届出義務）
 - 事前に企業結合審査をする（企業結合審査手続）
- 条文
 - 10条 株式取得 1 / 2-7 / 8-10
 - 13条 役員兼任
 - 14条 会社以外による株式取得
 - 15条 合併 1 / 2 / 3
 - 15条の2 共同新設分割・吸収分割 1 / 2,3 / 4
 - 15条の3 共同株式移転 1 / 2 / 3
 - 16条 事業譲受け等 1 / 2 / 3
 - 17条 受皿条項
 - 17条の2、18条、91条の2
- 違反要件
 - 基本構造
 - 企業結合行為を行ったならば
 - 弊害が起きやすくなる
 - 懸念される行動が起きやすくなり
 - 懸念される行動が行われたならば弊害が起きる
 - 因果関係
 - 「により（によつて）こととなる」
 - 因果関係、時間軸のズレ（将来予測）、などをまとめて表現
 - 行為要件
 - 縦割り...満たさないものは不当な取引制限による事後規制
 - 懸念される行動が起きやすくなる
 - 頭の整理のために「弊害が起きやすくなる」を2つに分類（上記）
 - 法律判断としては、2つの総合判断すればよい
 - 水平型・垂直型・混合型 によって頻出する懸念される行動が異なる
 - 能力・意欲
 - 水平型
 - 競争変数の一元化・連動化
 - 一体化する企業結合なら当然に起こる
 - 少数株式取得の場合には当然とは言えない
 - 考慮要素
 - 重要な影響の有無
 - 利害の発生の有無

- 「弊害が起きやすくなる」か否かの総合考慮に盛り込む
 - 少数株式取得（H28-●石油元売）
 - 既存の少数株式所有（H23-2新日鐵・住金）
 - 他の供給者における少数株式所有（H27-1日本製紙）
- 垂直型
 - 閉鎖
 - 投入物閉鎖（input foreclosure）
 - 顧客閉鎖（customer foreclosure）
 - 情報入手
 - 競争者に対する排除効果が生ずる場合
 - 協調的行動が起きやすくなる場合
 - H24企業結合事例4〔ASML・サイマー〕
 - H25企業結合事例6〔ヤマハ発動機・KYBMS〕
- 混合型
 - 抱き合わせ等
 - H25企業結合事例7〔中部電力・ダイヤモンドパワー〕
 - H27企業結合事例4〔インテル・アルテラ〕
 - 潜在的競争消滅
 - H27企業結合事例10〔肥後銀行・鹿児島銀行〕
- 弊害要件
 - 違反要件総論で述べた通り（市場画定・反競争性・正当化理由）
 - 企業結合後のHHIと増分によるセーフハーバー
 - 「懸念される行動が起きやすくなる」との総合考慮
- 因果関係
 - 既に弊害がある場合
 - H27企業結合事例1〔日本製紙・特種東海製紙〕
 - 並行的企業結合
 - H23企業結合事例6〔HDD〕
 - H28企業結合事例●〔石油元売〕
- 公取委の「結合関係」「当事会社グループ」概念
- 届出義務
 - 「企業結合集団」「国内売上高合計額」（10条2～7項に総論と各論が混在）
 - H28キヤノン・東芝メディカルシステムズ（白石・公正取引792）
- 企業結合審査手続
 - 「排除措置命令を行わない旨の通知」か「意見聴取通知」
 - 第1次審査（30日）…10条8項の禁止期間
 - 第2次審査…報告等要請→全て受理→「90日」以内（10条9項）
 - 問題解消措置
 - 構造的措置と行動的措置
- H24企業結合事例6〔ヤマダ電機・ベスト電器〕